

## 明治前期陸軍省の公文書処理・保存に関する試論

菊地智博

——「陸軍省大日記」を中心として——

### はじめに

内閣制度成立に先立つ明治前期、近代官僚制導入に伴って文書主義に基づく文書行政の体系が整えられ、行政の過程において膨大な公文書が作成された。そのうち非現用となったものは、政府が記録収集と編纂を志向したことから、各行政機関において設けられた記録組織により保存された。それらは火災や震災・敗戦等による喪失を経ながらも一定数が残存して当時の政策決定過程や文書行政の検証を可能としている<sup>(1)</sup>。内閣制度成立以前の明治前期の公文書を用いた行政過程等の研究では外務省のものが進んでおり、他に太政官<sup>(2)</sup>などの公文書処理や保存に至る過程が明らかにされている。

公文書が多く残存し、研究に用いられている行政機関としては陸・海軍省がある。終戦時に組織的な焼却が行われたもの<sup>(3)</sup>、疎開されていた数万点の公文書類が米軍に接収された。その後昭和三三年（一九

五八）に大半が日本側に返還され、防衛庁防衛研究所戦史室（現・防衛研究所戦史研究センター）に収蔵され現在に至る<sup>(5)</sup>。国立公文書館アジア歴史資料センター（以下、アジア歴）によってインターネット公開されており、利用がしやすいことも特筆される。

「アジア歴」公開の防衛研究所所蔵史料のうち、明治前期の行政の分析に寄与すると思われるのが資料群階層「防衛省防衛研究所」陸軍省大日記」として区分される、「陸軍省大日記類」と総称される<sup>(6)</sup>文書群である。大部分は明治初年から終戦に至る陸軍省等の公文書やその写しを編綴した簿冊であり、陸軍省内の意思決定や陸軍軍政の分析を可能とする。しかし、「陸軍省大日記類」には後述するように、本来『陸軍省大日記』と呼称されるべき簿冊群以外にも様々な性格の簿冊が含まれている。かつ「アジア歴」におけるその分類は作成者・年代や目的など、各簿冊の性格が明確に示されない雑然としたもので、利用に困難が残っている。

さて、東京大学大学院人文社会系研究科日本史学専門分野・明治期

社会経済史演習（担当…鈴木淳教授）においては国立公文書館所蔵の「公文録」を中心とした太政官関係公文書を題材とした発表が重ねられ、太政官制期の公文書決裁や意思決定について知見が蓄積されている。筆者は「公文録」中の陸軍省関係史料の検討過程において「陸軍省大日記類」を分析し、前述の点に若干の知見を得た。

本稿は、かかる知見を今後の明治前期陸軍省研究に資するべく整理を試みるものである。「陸軍省大日記類」に含まれる資料群のうち、陸軍省の公文書処理・保存に関して未だ不明な点の多い明治前期（およそ明治一九年の内閣制度成立以前）のものを対象とし、該当時期の法令・規定に沿って現存する資料群の性格を明らかにする。その上で明治前期の陸軍省における文書処理・保存の様相を史料に即して解明したい。

## 第一章 「陸軍省大日記類」の分析

### 第一節 明治前期陸軍省の文書処理規定

陸軍省文書の様式や処理規定については、文書群の歴史学的重要性によって度々整理が行われている。戊辰戦争期以降の軍事関係文書の管理や保存・編纂については最近箱石大氏が整理しているほか、明治期に関しては近藤新治氏が一般的な文書様式を整理した上で、文書番号や明治二〇年（一八八七）以降の『陸軍省大日記』について以下の通りまとめている。<sup>(9)</sup>

#### A 永久保存大日記

- ①大日記甲輯
- ②大日記乙輯
- ③密大日記

- ④陸機密大日記
  - ⑤欧・西・満・支・亜の各大日記<sup>(10)</sup>
- B 五年間保存大日記（発翰元区分）**

- ①密大日記（内閣・省院・府県）
- ②式大日記（陸軍省・参謀本部など）
- ③参大日記（朝鮮軍・支那駐屯軍・運輸部・技術本部など）
- ④肆大日記（各師団）
- ⑤五大日記（造兵廠・築城本部など）

『陸軍省大日記』に関してこの区分に当てはまる簿冊の年代域は基本的に明治一九年三月以降に限られ、それ以前の『陸軍省大日記』は異なる区分に従って編成されていたようである。

明治一九年以前の陸軍省の文書処理については、日本軍全般の公文書管理の視点から齋藤達志氏の整理<sup>(12)</sup>があるほか、『近代日本公文書管理制度史料集』<sup>(13)</sup>において熊本史雄氏が比較的詳細な整理を行っている。しかし、規定類の一部の検討にとどまっており、詳細な状況は判明しない上、具体的な文書や簿冊に拠った検討はほとんど行われていない。以下では、具体的な検討に先立ち、『近代日本公文書管理制度史料集』および『法規分類大全 兵制門』<sup>(14)</sup>を利用し、明治前期における陸軍省の文書処理に関する規定を概観したい。

陸軍省において初めて文書処理について規定されたのは、明治六年三月の「陸軍省条例」<sup>(15)</sup>においてである。その処理規定は兵部省陸軍部時代の明治四年に定められた「兵部省陸軍条例」および「省中書類往復回達等ノ順序」<sup>(16)</sup>から受け継がれたものであり、その後明治一九年の陸軍省官制大改正に至るまで明治一二年・一四年・一六年などに改正を経ているが、概ね処理の流れは同じである。

流れは以下のようなものである。明治一二年時点の内容を示した。

受領・送達に関する規定のほか、総務局（明治一二年第一局から改称<sup>18</sup>）内に設けられた記室（記室課）による保管を定めている。

### ■受領の書類

① 卿官房において陸軍省へ到来した書類を開封する

② 卿の確認が不要↓**総務局長**（**人員**）**砲兵**（**工兵**）**会計**等の印⇩担当する各局を示す<sup>19</sup>

必要↓更に**非**の印を捺す

③ 課僚は受領日記に書類内容を記入し一貫した番号を付す

④ 該当局に送付、「**非**」は卿へ呈す

⑤ 書類本体（本書）には朱字で到着日時と受領日記の番号を記入

⑥ 各局では各局それぞれの「**本日記**」に全文を写す

⑦ 受領番号の下に「**本日記**」の番号を記す

⑧ 密書もしくは卿が秘密にすべきと判断した書類は密事日記に記す

### ■送達の書類

① 送達書類は卿／総務局長の検印の後、総務局で浄書し卿官房へ送る

② 卿官房では送達日記に内容を記して一貫した番号を付し、送達する

③ 卿が親しく太政官などへ呈するものは密事日記に注記する

④ 送達した書類の本書は各局で綴って週に一回記室へ納める

### ■記室における保管

① 記室には新庫・旧庫（十年以上経過した書類）を設ける

② 記室に収めたものは原則持出を禁止、必要な場合は証書を作成する

③ 卿官房の受領日記・送達日記は一週間ごとに一括し末尾に房長・参謀官の検印をして記室に納める

④ 記室に収められた受領文書の本書は受領番号に従って編輯する

⑤ 送達文書の本書は各局の送達本日記のまま編輯する

⑥ 編輯した冊子の題号は年・番号・期間を記し、書類の量に従い綴る  
まとめると、

(一) 陸軍省へ到来した書類は卿官房にて「受領日記」に控えられるのち各局で「本日記」へ留められる。

(二) 送達される書類は第一局（総務局）で清書され、卿官房で「送達日記」に控えられる

(三) 受領／送達された文書の本書は処理後、記室で綴られ保管される  
という流れが確認できる。

## 第二節 残存簿冊の分類体系と文書番号

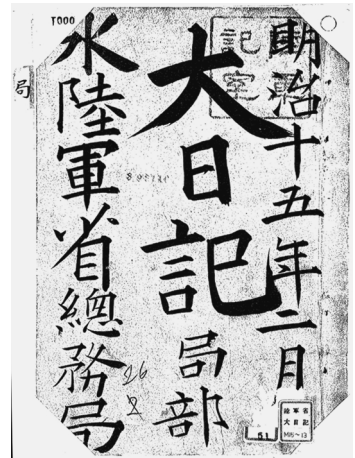
前項で確認した規定中に現れる各簿冊の現物は防衛省防衛研究所蔵で「アジ歴」において公開されており、多くは「陸軍省大日記類」に含まれる。以下ではそれらの残存状況を確認した上で、どのような体系に従って分類・編成されていたかを整理したい。

「陸軍省大日記類」に含まれる明治前期の主要な簿冊には、表紙に「大日記」等と記された本来的な『陸軍省大日記』に加え、『送達日記』『受領日記』、さらに記室で最終的に編綴・保管された簿冊の三種類がある。それぞれについてみてゆこう。

### 1 明治前期の『陸軍省大日記』

本来的な『陸軍省大日記』のうち明治前期の分は、資料群階層「防衛省防衛研究所」陸軍省大日記」のさらに配下にある資料群「陸軍省大日記」<sup>20</sup>に大半が含まれている。それらは先に触れた『陸軍省大日記』の簿冊体系に属さない明治一九年三月以前のものであり、各年ごとの資料群に分類されているが、種別や作成者等を考慮したもので

【図一】 Ref : C04030141400



はない。

それら「陸軍省大日記」のほぼ全ては、【図一】のようなフォーマットの表紙が付されている。中央に「大日記」の文字を置き、その下に

発翰元などの種別を記す。右側に年・月を記し、左側には所管した組織名が記されている。特徴的なのは左肩（一部右肩）に一文字ないし二文字の符号が記されていることで、後述するように文書番号はこの符号に従って付番されたと思われる。その他、「陸軍記室」の角印が捺されている。

作成者は多くが陸軍省秘書局／第一局／総務局だが、一部は第五局第八課、参謀局である。【表一】は、作成者別に、確認できる簿冊をまとめたものである。

内容に目を向けると、各『大日記』の本文では、種別に該当する公文書に対し符号にもとづいた年ごとに一貫する番号（第一局・総務局の場合「月\*\*\*号」「総日\*\*\*号」など）を付し、順に収録している。具体的には後掲の【図六】に示した通りであり、各文書の写しの冒頭に一貫した文書番号が付され、必要あるものに関しては陸軍卿等の指令内容が朱などで後から記されることがある。

また、各『大日記』の簿冊には番号と梗概を記した目次が付されることが多い。この目次は筆跡が冊ごとに一様であり、簿冊編綴の際に

まとめて作成されたものだろう。

『大日記』に関する省内の規定を参照すると、陸軍省条例発布後の明治六年七月以降、陸軍省から各局に対して各局の所管帳簿類を規定する達が出されている。第一局第一課（のち庶務課）に対し日く土および布の符号のついた『大日記』合計八冊の主管を定めたほか、各局第一課（第五局のみ第八課）それぞれに『大日記』一冊の主管を定めている。ここでの『大日記』は各局に到来した文書を書き写す帳簿であり、陸軍省条例にいう「本日記」に当たるものと考えられる。

第一局の総務局改称後、明治二三年の「総務局各課主務分定並順序」<sup>(24)</sup>では日く土大日記（庶務課文書掛）のほかに恩給掛甲・乙・丙・丁大日記（文書掛、明治一六年より恩給掛が管掌）、<sup>(25)</sup>達甲・乙・丙・通大日記（諸達掛）などが確認できる。また、第一局／総務局以外の各局でも明治一〇年代には多数の「大日記」の表題がつく簿冊を管理していたようだが、【表一】に示した通り、第五局・参謀局を除き残っていない。

ともあれ、【表一】に見られる明治七年以降の第一局・総務局所管『大日記』については、符号と内容の対応を次のように整理できる。

- 日…太政官からの来簡      月…諸省などからの来簡
- 火…諸府県などからの来簡      水…省内諸局よりの来簡・本省の達
- 木…諸鎮台／工兵方面からの来簡。明治十年以降は木乾・木坤の二種
- 金…陸軍諸部局（学校、寮・司など）からの来簡
- 土…省外へ送達する文書      布…太政官・諸省・陸軍省の布令
- 令／宣旨辞令進退諸達伺…陸軍省官員の進退等に関する文書

【表一】

①陸軍秘史局

#	名称	種別	符号	残存年*
1	大日記	太政官之部	戊	M5
2	大日記	諸省府県之部／府県之部	己	M5
3	大日記	諸省府県之部／府県之部	庚	M5
4	大日記	省中之部	辛	M5

\*月毎に簿冊としてまとめられているものが多く、その年の全月分が揃っているものは少ない。以下同

②陸軍省第一局／総務局

#	名称	種別	符号	残存年
5	大日記	太政官／正院左院式部寮	日	M7, 8, 13, 14, 15, 18, 19*
6	大日記	諸省使／省院庁	月	M7, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 18, 19*
7	大日記	諸府県／使府県	火	M7, 10, 13, 17, 18, 19*
8	大日記	諸局／局部／諸局参謀近衛病院軍馬教師	水	M7, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 17, 18
9	大日記	諸鎮台／砲工兵方面 (M10のみ)	木	M7, 10
10	大日記	六管鎮台／諸鎮台	木乾	M11, 13, 16, 17
11	大日記	砲工方面／砲工兵	木坤	M11, 13, 16, 19*
12	大日記	諸寮司／校団裁判／学校団裁判所	金	M7, 9, 15, 19*
13	大日記	官省使府県送達／諸向送達／送達	土	M7, 9, 10, 15, 19*
14	大日記	官省使及本省布達	布***	M7
15	大日記	文武官員辞令／宣旨辞令進退諸達伺	令***	M7, 9, 10, 12
16	大日記	宣告辞令進退諸達伺	—	M15, 16
17	大日記	本省達書	達甲	M10, 13, 15, 19*
18	大日記	本省達書	達乙	M12, 13, 15, 19**
19	大日記	本省達書	達丙	M15, 19*
20	大日記	告示之部	告	M15
21	大日記	通報之部	—	M15

\*1～2月のみ \*\*1月～3月2日まで \*\*\*M7のみ符号は表紙右上

③第五局第八課

#	名称	符号	作成者	残存年
22	第五局大日記	子カ*	第八課	M7
23	第五局大日記	乾	第八課	M8
24	第五局大日記	坤*	第八課	M9
25	大日記	乾各鎮台	第五局第八課	M11
26	大日記	砲兵本支廠本病院病馬厩	第五局	M11
27	大日記	近校団所軍馬囚獄	第五局第八課	M12

\*表紙右上

④参謀局

#	名称	符号 (表紙右上)	作成者	残存年
28	大日記	利	参謀局	M7
29	大日記	貞	参謀局	M7
30	大日記	亨	参謀局	M7
31	大日記	元	参謀局	M7

※このほか、西南戦争関係・台湾出兵関係のものが若干存在する。

【表二】

## ①送達日記

#	名称	符号	作成者	残存年代	備考
1	送達日記	送	卿官房	M7, 8, 9	
2	送達日記／送達大日記	辞	官房	M7, 8	

## ②受領日記

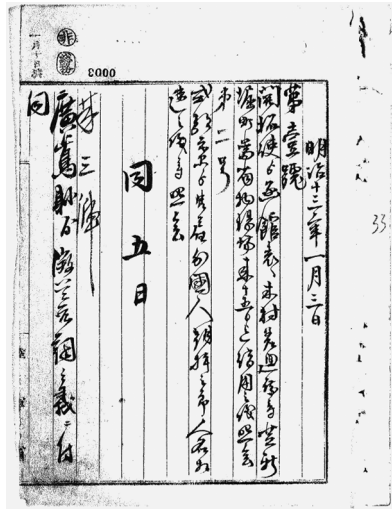
#	名称	符号	作成者	残存年代	備考
1	受領日記	青	卿官房	M7	
2	受領日記	黄	卿官房	M7	
3	受領日記	方	卿官房	M7	*経営部=各鎮台等に置かれ、建造物等の営繕を行った部署
4	受領日記	蕃	卿官房	M7	*台湾出兵関連か
5	受領日記	進	卿官房	M8	
6	受領日記	壹	卿官房	M13	太政官・諸省・府県・開拓使など
7	受領日記	弍	卿官房	M13	各局・参謀本部など
8	受領日記	参	卿官房	M13	軍医本部・病馬厩・士官学校・近衛局・軍馬局など
9	受領日記	肆	卿官房	M13	各鎮台
10	受領日記	伍	卿官房	M13	東京・大阪砲兵工廠、工兵各方面など
11	受領日記	進	卿官房	M13	進退関係
12	受領日記	—	総務局庶務課	M13	太政官・元老院・諸省。 番号「壹第***号」
13	文書受領日記	—	総務局庶務課	M15	各鎮台。鎮台別に分類。 番号「肆第***号」
14	文書受領日記	—	総務局	M16, 17	番号「弍第***号」
15	文書受領日記	—	総務局	M16, 17	各鎮台。番号「肆第***号」
16	文書受領日記	—	総務局	M17	各鎮台。番号「肆第***号」
17	文書受領日記	—	総務局	M16, 17	番号「伍第***号」
18	文書受領日記	—	総務局	M16, 17	番号「参第***号」
19	文書受領日記	—	総務局	M16	番号「壹第***号」
20	報告受領日記	報	総務局	M16	
21	文書受領日記	壹	総務局	M19	
22	文書受領日記	弍	総務局	M18, 19	各局。番号「弍第***号」
23	文書受領日記	参	総務局	M18	近衛局・士官学校など。番号「参／進第***号」
24	文書受領日記	肆	総務局	M18, 19	各鎮台。番号「肆／進第***号」
25	文書受領日記	伍	総務局	M18	工兵方面・砲兵工廠など。番号「伍／進第***号」
26	文書受領日記	官	総務局	M19	内閣。番号「壹第***号」

\*位置は「符号」の箇所(左上)

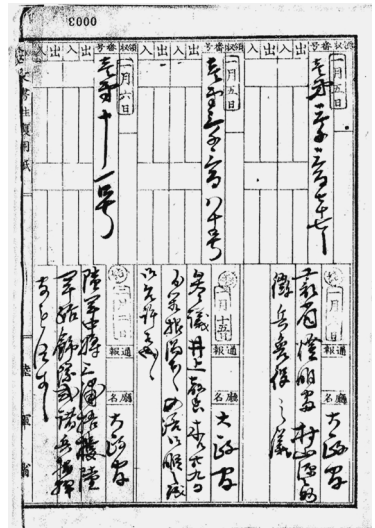
## ③受領日記符号別一覧

符号	卿官房	総務局	発翰元
壹	M13	M13, 16, 19	太政官・内閣、諸省、(府県、開拓使)
弍	M13	M16, 17, 18, 19	各局、参謀本部
参	M13	M16, 17, 18	近衛局、士官学校、軍医本部、病馬厩、軍馬局など
肆	M13	M15, 16, 17, 18, 19	各鎮台
伍	M13	M16, 17, 18	工兵方面・砲兵工廠など
進	M7, 13		進退関係

【図二】 明治一三年卿官房受領日記  
巻 (Ref: C08071350200)



【図三】 明治一三年総務省庶務課  
受領日記 官院省 (Ref: C080  
71375300)



2 送達日記・受領日記

アジ歴の資料群階層「防衛省防衛研究所」陸軍省大日記 陸軍省日誌・送達・受領日誌」の子資料群「送達日誌」・「受領日誌」の各孫資料群「送達日記」・「受領日記」に含まれているものが、先に確認した『送達日記』『受領日記』にあたる。

残存している年代域は『送達日記』が明治七～九年、『受領日記』が明治七～一九年であり、残っている簿冊を分類したものが【表二】である。表紙のフォーマットは『陸軍省大日記』と同様で、残存簿冊の作成者は『送達日記』が全て卿官房、『受領日記』は卿官房あるいは総務局の二種類に分かれる。『受領日記』前者の表紙には「陸軍記室」の印があるが後者にはない。後者は総務局において受領したものを独自に記録・保管されたものと考えられる。

規定を確認すると、卿官房に関しては、明治一四年の「官房課僚事務ノ分定」<sup>27)</sup>で官房の記注掛の主管する帳簿として受領・送達両日記が規定されている。総務局については前述の「各課主務分定並順序」に

されている。また、上部には「**非**」**〔総務〕**等の印や日付の印が確認できる。

総務局作成の受領日記はいずれも、【図三】のとおり陸軍省の「文書往復野紙」に記載され、領収した日付・卿官房での受領番号、来簡元と概要、そして決裁日を書き留めている。受領番号は「陸軍省受領巻第\*\*\*号」のように漢数字一字が付くが、これは該当簿冊の符号「**壹**」、卿官房の受領日記の符号「**壹**」と共通するもので、【表二】に示すとおり、以下のように来簡元別に符号が付されていたことがわかる。

- 壹…太政官・諸省・府県 貳…陸軍省各局・参謀本部
- 参…近衛局・士官学校など 肆…各鎮台
- 伍…砲・工方面、工廠など

この区分は、先に述べた明治一九年三月以後の「大日記」区分とは

庶務課受付掛の主管帳簿に受領簿・送達簿の二種がある。

内容については、卿官房作成の送達・受領日記は共通して【図二】のような形式であり、日付の後に、年ごとに一貫した送達／受領番号、送達／受領した文書の概要が記

ほ共通しており、陸軍省官制の改変にともない、受領番号の符号体系に従って『陸軍省大日記』が編成されるようになったことが推測できる。

**3 記室保管文書**

アジ歴には陸軍省内で処理されたのち、記室に収められ保管されたと思われる公文書類が綴じられた簿冊が複数公開されている。記室保管公文書類の簿冊であると考えられるものの一覧が【表三】であり、以下の六種類以上が存在する。

【表三】

\*資料群階層はすべて「防衛省防衛研究所」以下

太政官		陸軍省大日記>太政官>太政官>太政官
#	編纂者	残存年代
1	太政官	M6-8, 11-15, 17, 42 (実際はM17)

陸軍省各局文書		陸軍省大日記>陸軍省各局文書	
#	種別	残存年代	
1	卿官房	卿官房	M6-8, 10-18
2		密事日記	M7, 8, 12, 14-17
3		密事(蕃地)	M7
4		密事(中西国)	M9
5		密事編冊/密書編冊	M9-16
6		裁可原稿	M17
7	秘史局/第一局 /総務局	M5-8, 11-20	
8	第二局/人員局	M6, 7, 8, 12, 15	
9	第三局/砲兵局	M6, 8, 12, 15	
10	第四局/工兵局	M6, 7, 12, 15	
11	第五局/会計局	M6, 7, 12	
12	第六局/参謀局	M6, 7	
13	近衛局	M6, 12, 15	
14	軍馬局	M12, 14, 15	

参謀本部		陸軍省大日記>参謀本部関係文書>参謀本部>参謀本部 雑
#	種別	残存年代
1	参謀本部	M12-18

諸省		陸軍省大日記>各省・各縣文書>各省 雑
#	種別	残存年代
1	諸省/諸省院使	M4, 5, 7, 10-17, 19
2	宮内省	M8
3	外務省	M8
4	司法省	M8
5	工部省	M8

諸県		陸軍省大日記>各省・各縣文書>各県 雑
#	種別	残存年代
1	諸県	M5, 7, 13-15, 17
2	諸府	M7, 15, 17
3	諸府県伺届	M7, 13
4	府県裁判所	M7

開拓使		陸軍省大日記>開拓使文書>開拓使
#	種別	残存年代
1	開拓使	M4, 5, 7, 10
2	屯田兵記/戦記	M10, 11

【図四】 Ref: C07073018300





\*太政官 \*陸軍省各局文書 \*参謀本部文書

\*諸省 \*諸県

\*開拓使

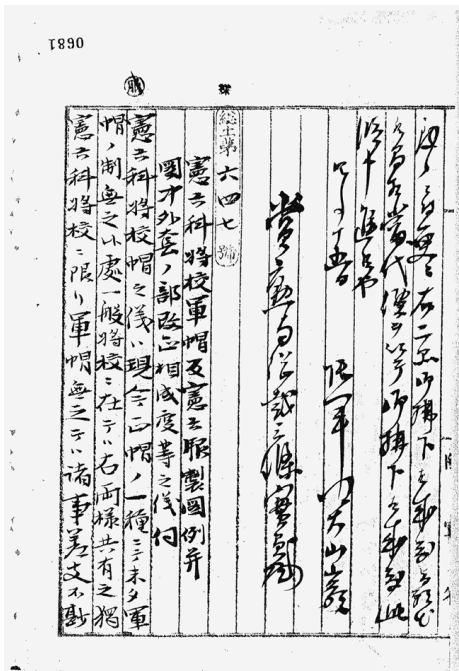
※その他、「防衛省防衛研究所」陸軍省大日記」陸軍省雑文書 兵部省陸軍省雑「陸軍省雑」に複数あり

「防衛省防衛研究所」陸軍省大日記」以下の多岐にわたる資料群に分散しているが、いずれも共通したフォーマットの表紙【図四】であり、同じ性格の簿冊であると考えられる。表紙には中央に大きく「太政官」等表題が記され、収録年代と年毎の通番が記され、そして「陸軍記室」の印が捺されている。綴じられている内容は後掲【図八】の通りである。罫紙は基本的に簿冊表題に対応する機関のものであり、これらの簿冊は全て陸軍省へ到来した／陸軍省内で交わされた公文書原本を省内で処理の後、記室にて簿冊に綴じたものと考えられる。本簿冊群中の公文書原本は、重要な一次史料であり、明治初期の政府各機関による文書処理にも重要な情報をもたらすものといえよう。ただし利用の上では、実際の簿冊での編綴順序は処理終了順であり文書番号に必ずしも従っていないこと、また『陸軍省大日記』と異なり目次が設けられていないことなどに注意する必要がある。

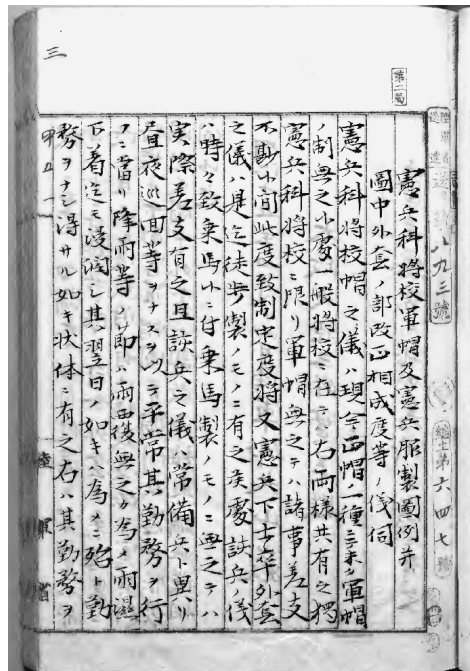
## 第二章 明治前期陸軍省文書処理の運用

前章において、明治前期陸軍省の処理規定を概観し、規定に基づいて「アジ歴」公開の残存簿冊群を整理し性格を検討した。本章では、具体的に陸軍省関係公文書の処理過程を分析し、前章の議論を検証するとともに、文書行政の実際の運用の一端を明らかとし、『陸軍省大

【図六】【表四】②（部分）  
明治15年土大日記



【図五】【表四】①A-1（部分）  
明治15年『公文録』



【表四】

番号	内容	年代	用紙	主な文書番号
①『公文録』「憲兵科将校軍帽及憲兵服制図例並図中外套ノ部改正ノ件」 (請求番号：公03313100、件名番号：003)				
A-1	陸軍卿→太政大臣伺 ・正帽のみ定められている憲兵科将校について軍帽を制定したい ・現在徒歩用である憲兵下士卒の外套について、乗馬用に改めたい 【図五】	M15. 4. 14	陸軍省13行罫紙	[陸軍省送 第893号] [総土第647号] [甲51号]
A-2	憲兵服制図中軍帽改正案 ・陸軍省作成の改正案(図入)。太政官により朱字で達文が付記されている。	-	陸軍省13行罫紙	
B	決裁文書 ・憲兵科将校軍帽及び憲兵服製図例等追加改正の裁可を仰ぐ(太政官達25号決裁につき)	M15. 5. 6	太政官8行罫紙	
C	カガミ	M15. 4. 24	太政官10行罫紙	[陸甲51号]
D-1	太政官第二局取調・達案 ・明治14年太政官達22号中「正軍服兼用」5字との齟齬につき陸軍省主任官に照会の上、5字を削除する方針。その他不都合はなし ・達案(朱字：明治15年5月12日)	M15. 4. 24	太政官10行罫紙	[太政官第二局第52号]
D-2	明治14年太政官達22号	-	太政官13行罫紙	
E	明治15年太政官達25号 ・太政大臣三条実美→官省院庁府県宛。内容はA-2と一致。	M15. 5. 12	輪郭付	
②明治15年『総務局庶務課 土大日記』(Ref.C04030397300)				
	卿→太政大臣 ・【史料1A-1】と同文 【図六】	M15. 4. 14	陸軍省13行罫紙	[総土第647号]
③明治15年『総務局庶務課 日大日記』(Ref.C04030134400)				
	太政大臣→陸軍省 ・【史料1E】と同文 【図七】	M15. 5. 12	陸軍省13行罫紙	[総日第53号] * 1
④明治15年『太政官』(Ref.C07073031400)				
	太政官第二局→陸軍省 ・憲兵科将校軍帽等改正につき照会したく明日主任の判任官当局へ出頭するよう照会	M15. 4. 20	太政官10行罫紙	[第129号] [陸軍省受領巻1424号] [第20号]
⑤明治15年『太政官』(Ref.C07073020100)				
	太政大臣→陸軍省 ・【史料3】と同文。太政官から陸軍省への達の原本と思われる。 【図八】	M15. 5. 12	太政官10行罫紙	[内閣書記官局令第16号] [陸軍省受領巻 第1722号] [第17号] [陸甲51]

\* 1：「日」は簿冊の前後より補った。

日記』の意義を考えたい。

## 第一節 『公文録』中陸軍省関係史

### 料の処理過程

まずは運用全体の流れを確認するため、例示として、太政官にて編纂された簿冊である『公文録』<sup>(28)</sup>に含まれる陸軍省と太政官の往復を『陸軍省大日記』および記室保管文書中の関連史料とあわせて取り上げる。

取り上げるのは明治一五年の憲兵科将校の軍帽および憲兵下士卒の外套に関する太政官達の改正に関わる一件である【表四】。内容に深くは立ち入らないが、太政官側および陸軍省側において、同じ文書番号の付された文書、全く同文である文書の存在が見て取れる。日時を追い、文書番号を手がかりにその処理過程を捉えよう。

(二) 本件各史料の作成以前、陸軍省内部にて改正案が起案されたものと考えられる。明治一五年四月一四日に陸軍卿は改正案を添え、太政大臣へ伺を發した【表四①A

【図八】【表四】⑤（部分）  
明治15年「太政官」

6900

陸軍省

其省憲兵服制圖例并圖中左ノ通加  
除改正候條此旨相達候事  
明治十五年五月十二日  
太政大臣三條實美

陸軍憲兵服制圖例中  
將校及下副官正服ノ部中帽ノ下  
正軍服兼用ノ五字削除

【図七】【表四】③（部分）  
明治15年日大日記

5000

其省憲兵服制圖例并圖中左ノ通加  
除改正候條此旨相達候事  
明治十五年五月十二日  
太政大臣三條實美

陸軍省

内閣書記長  
十五年五月三日

- 11/図五)。この際、浄書を担当した総務局庶務課において『土大日記』へ写しがとられ、文書原本には「総士第六四七号」が付番され欄外右に押印・記入された【表四②/図六】。
- (二) 陸軍卿官房では送達日記（非現存）に摘要をとどめ、文書の欄外右上部に「陸送 第八九三号」<sup>29)</sup>を付して太政官へ送った。
- (三) 太政官での所管は第二局となり、ここで「陸甲五一号」が柱に記入された。第二局では同年四月二〇日に陸軍省側へ照会を行い【表四④】、その結果を受けて取調【表四①D-1】・カガミ【同C】を作成、四月二四日に回議に付された。太政官達二五号の決裁は五月六日になされ【表四①B】、一二日に発された【表四①E】。処理の終了後、一連の史料は『公文録』へと編纂された。
- (四) 太政官達を受け取った陸軍卿官房では「壹」の符号を持つ受領日記（非現存）に摘要を留めて原本に「陸軍省受領 壹一七二二号」を付し【表四⑤/図八】、担当部局へ送致した。この際、担当部局が印で指示される規定であるが、省かれている。
- (五) 受領した総務局庶務課では「総日第五三号」として『日大日記』に写しをとった【表四③/図七】。同番号は原本【表四⑤/図八】には付されていない。原本はその後総務局記室課へ送られ、簿冊『太政官』へ綴じられ保存され現在に至る。
- 若干差異はあるものの、先に確認した「陸軍省条例」の規定に従った処理がなされている。本件は処理の流れや各簿冊での文書番号の付し方において代表的な一例といえ、他の一件においても同じように解釈を行うことができる。続いて、処理過程のより個別の局面に着目し、『大日記』を中心とする文書処理の運用を確認しよう。

【表五】

M13陸軍卿官房 受領日記巻				M13受領日記 官院省 (総務局庶務課)				M13月大日記 (総務局庶務課)				内容			
番号	日付	元	印(欄外上)	番号	受領日付	結	出	入	元	番号	受領番号		原日付	印(欄外上)	印(欄外下)
2	1/3	式部寮	-	巻2	-	結・1/9	-	-	式部寮	月1	-	1/3	○・採	-	御屋外人朝拜之節人名相達之儀ニ付照会
12	1/6	式部寮	-	巻12	1/6	-	-	-	式部寮	月2	巻12	1/5	採	-	翌々八日陸軍始之節諸兵節隊式手續キ凶面入用之照会
22	1/6	式部寮	-	巻22	1/6	結・1/14	-	-	式部寮	月17	巻22	1/6	採	-	武官朝拜之節席次之儀回答
31	1/7	宮内省	-	巻31	1/7	結・1/9	-	-	宮内省	月2	-	1/6	採	-	来ル八日陸軍始ニ付午前九時二十分御出門…
32	1/7	宮内省	-	巻32	1/7	結・1/14	-	-	宮内省	月18	巻32	1/6	採	-	来ル八日陸軍始ニ付午前十時御出門…
34	1/7	内務省	非・総務												元警備隊兵卒故今永徳治郎孤児扶助料之義ニ付書類送付
35	1/7	内務省	非・総務												長野県土族故陸軍少尉吉松寧示寡婦恩給許可証書更正之件
36	1/7	在仏国公使館	非・総務・会計	巻36	1/20	-	会計・1/23	-	外務省						御省生徒長嶺正介義全便帰朝ニ付旅費云々之申達
37	1/7	大蔵省	非・総務	巻37	(2月頃か)	答・2/26	-	-	大蔵省						徴兵医員給料ニ付鹿児島県申上之義云々御照会
38	1/7	式部寮	-							月19	巻38	1/6	採	-	来ル八日陸軍始日比谷練兵場へ行幸之節諸人雑踏注意之件
44	1/7	内務省	-	巻44	1/7	-	工局・1/7、一方・1/7	-	内務省	月3	-	1/6	○・採	-	明後八日伊太利国皇族於吹上遊獵ニ付本城西柵橋開門之通知
45	1/7	内務・大蔵・宮内	-												明八日陸軍始ニ付休暇旨通知
46	1/7	内務省	-												官有地第二種ハ兵營并学校等ニテ第二種ハ埋葬地ニシテ当省ニ於テハ一般人民ノ協議ノ類ニス云々再応照会
58	1/9	文部省	-												八日陸軍始ニ付休暇之通知
68	1/9	電信局	会計	巻68	1/15	答・1/19	-	-	電信局						電槽掃除費御払相成度云々
69	1/9	工部省	-	巻69	1/9	-	-	-	工部省						今田清之進御採用御懸合之答
70	1/9	大蔵省	-	巻70	1/9	-	-	-	大蔵省						徴兵入費定則各府県御達之義通知
73	1/9	内務省	-	巻703	1/9	結・1/13	-	-	内務省	月4	巻703	1/7	採	-	明日皇族方於西城御遊獵被為在伊国皇族ヲ同国皇孫御載之件
74	1/9	警視局	-	巻704	1/9	結・1/13	-	-	東京警視	月5	巻704	1/7	採	-	陸軍始之節取締之義云々相達之件
75	1/9	内務省	工兵	巻705	-	答・1/14	-	-	内務省	月9	-	1/7	採	-	麹町区富士見町靖国神社前地形変換之云々回答
76	1/9	内務省	-												陸軍々曹故村上萬太郎遺族扶助料願書更正之件
80	1/9	接伴掛	-	巻80	1/10	結・2/24	-	-	接伴掛						グラント氏東行記録諸入費等取調ニテハ官民莫々響合之事件
81	1/9	内務省	-												山口県土族陸軍々曹心得渡田幸成遺族扶助料願書へ…
82	1/9	内務省	-												別冊故中村弥一各東門寡婦扶助料願書中…
83	1/9	宮内省	工兵							月24	巻83	1/9	採	-	永田町旧雲州藩邸引渡之件照会
84	1/10	内務省	非・総務												大尉故門松経文寡婦扶助料願之件
85	1/10	内務省	非・総務												兵家故渡辺正岐遺児扶助料
95	1/11	宮内省	-	巻95	1/10	答・1/13	監・1/10	-	宮内省	月6	-	1/10	◎・採	-	来ル十三日比谷練兵場御臨幸之御宮内省ヲ別使啓上御正服云々之照会及臨幸被為在候旨回答
96	1/11	宮内省	-	巻96	1/10	-	-	-	宮内省	月7	-	1/10	採	-	来ル十三日比谷練兵場臨幸被為在之旨被仰出候云々回答
97	1/11	宮内省	工兵	巻97	1/13	-	一方・1/13	-	宮内省	月8	-	1/10	採	-	永田町旧雲州藩内建家へ明十一日工職工人夫等繕込申度付照会
103	1/12	宮内省	-	巻103	1/12	□・1/13	-	-	宮内省	月11	-	1/10	採	-	今般近衛該隊檢閲施行ニ付監軍条例必要ニ付老部至急御回有之件
104	1/12	郵便局	-	巻104	1/12	結・1/14	-	-	郵便局	月10	-	1/10	-	-	沖縄県十六等出仕三沢元羅下賜金之件
106	1/12	大蔵省	-	巻106	1/12	-	会計・1/12	-	大蔵省						各庁為換方預金抵当価格別紙之通府県へ相達候通牒
107	1/12	大蔵省	-	巻107	1/12	結・4/15	-	-	大蔵省						七等属千賀青光貯金受書送致之件
108	1/12	郵便局	-	巻108	1/12	□・1/14	会計・1/12	-	郵便局	月20	巻108	1/10	-	-	前月廿一日黄龍丸ニ繼替廿四日神戸出航琉球へ向ケ通航之通知
109	1/12	海軍省	-	巻109	1/12	結・1/□9	-	-	海軍省	月27	巻109	1/10	-	-	各御序御布達摺物類部数十部ツ、増加之照会
110	1/12	式部省	-	巻110	1/12	結・1/13	-	-	式部寮	月12	-	1/10	採	-	去ル八日陸軍始ニ付日比谷練兵場臨幸御出御時限ハ九時廿分御出御有之回答
114	1/12	内務省	-	巻114	1/12	-	-	-	内務省						故山崎豊孤児へ下附之許可令引換ニ付返戻
119	1/12	警視局	砲兵	巻119	-	答・1/20	(通報)砲兵・会計	-	東警視	月28	巻119	1/12	-	-	銃砲彈藥売買商渋谷忠兵衛火薬払下願ノ件照会
120	1/12	内務省	-												石川県土族陸軍伍長故平野金吾寡婦扶助料之件

\* 本来の配列は受領日付順

\* 本来の配列は番号順

【図九】 明治15年水大日記  
(Ref: C04030181800)



## 第二節 卿官房・総務局の受領日記と『大日記』

前節で確認した事例では、太政官第二局における審議の過程で陸軍省へ一度照会が行われている(表四④)。「表四⑤」同様に卿官房において「陸軍省受領 壹一四二四号」が付され、その後記室へ送られているが、同照会は『大日記』への記録が確認されていない。恐らく卿官房のレベルで処理が完了したか、総務局以外の部局へ廻されたものと思われる。陸軍省の文書処理の運用を検討するためには、受領文書処理の起点となる卿官房に着目し、前述の二種類の『受領日記』および各『大日記』の相互関係を明らかにする必要がある。

まず卿官房の『受領日記』は、陸軍省に到来したすべての文書が記録されていると思われる。その中から総務局に関するものだけが同局

に送られ、総務局『受領日記』に記録されたと予想できる。この点について、両簿冊の対応を残存状況のよい明治一三年を例に考える。卿官房受領日記のうち「壹第一号」〜「壹第一二〇号」の間に見られる各省からの来翰記録を【表五】にまとめ、総務局庶務課の『受領日記』中に対応するものがあるかどうかを示した。

概ね予想に沿って、卿官房にて受領された文書の一部のみが総務局の受領日記に記載されている。【表五】に記載した通り、受領日記には欄外上に主管局を示す印が捺されることがある。壹第三六号・三七号・四四号を比較すると、㊦の印が捺され卿官房での決裁を経たと思われる前二者の総務局での受領は、壹第四四号より後の日付となっている。壹第三六号は印に従ってその後会計局へ廻されていることもわかる。

ただし、壹第四四号のように印が無い場合にも総務局が受領している例は多数ある。総務局所管の場合は暗黙的に省略されていた可能性を指摘できるだろう。逆に、(総務)の印があるにも関わらず総務局受領日記に記載のない壹第三四号・三五号・八四号・八五号のような例もみられる。これらは内容を確認するといずれも遺族扶助に関するものであり、担当は総務局庶務課恩給掛であったと思われる。恩給掛においては別途受領日記が作成され、そちらに記録された可能性があるが、該当する簿冊等は見受けられず詳細は不明である。

【表五】では『月大日記』との対応も示している。一見して明らか通り、総務局において受領されながら『月大日記』へ記載されない例が複数存在する。本来『月大日記』は総務局へ到来した文書を留めるものと定められており、規定からずれた処置である。中には壹第三六号、一〇六号のように会計局へ廻されたものがあり、それらは会計

局で『大日記』に記録されたと思われる。しかし全てについて他部局へ廻されたとはいいがたく、何らかの選別を経た上で『月大日記』へ記録された可能性が高い。同様の事例は『日大日記』においても確認できた。

このような「陸軍省条例」から逸脱した処理は、『大日記』記録の局面においてさらに見受けられる。

### 第三節 第一局／総務局『大日記』の変容

【図九】は、第一節で取り上げた一件において太政官へ伺いが送付される以前、憲兵の外装着用法について東京憲兵本部から陸軍省へ送られた問い合わせである。部内からの受領を示す「式第五五六号」、「総水憲一八号」<sup>30</sup>（見づらいが三行目に捺されている）といった番号が確認できる。ただし罫紙から明らかかなように東京憲兵本部作成の文書原本であるが、明治一五年二月『水大日記』に収録されたものである。当時の「陸軍省条例」に従えば『水大日記』には写が収録されるはずであり、これもまた規定からの逸脱である。

同様に、各『大日記』には【表六】に示すとおり、文書原本がそのまま綴じられた例が明治九年以降多数見られる。火・水・木大日記では明治一〇年以降ほぼ全ての収録内容が文書原本となっている。

こうした事態はいかなる理由で発生したのだろうか。変化の起こった明治九年当時、第一局における『大日記』処理は明治七年九月決定の「第一局第一課事務取扱手順」<sup>31</sup>によって規定されており、ここでは「主務ノ掛リニテ大日記へ謄写ス」と「陸軍省条例」に従った処理が規定されている。ところが、明治九年三月になり、第一局は陸軍省に對し、同手順の改正を伺って認められている。その内容は【史料一】<sup>32</sup>

に示す通りである。

#### 【史料一】陸軍省第一局ヨリ本省へ届 九年三月三十一日

上申規則御発行ニ付第一課事務取扱ノ件更正ノ儀參第六百号ヲ以テ御許可相成候、就テハ去明治七年九月二十九日御決定相成候当局第一課事務取扱手順ノ内別紙ノ通第六条ヲ改正、第十三条ヲ増加致候間此段御届申候也（中略）

#### 第十三条

凡ソ文書ニ指令スヘキハ正副共ニ批文ヲ朱書シ各其大日記ノ一貫セル番号ヲ付シ、本書ハ送達ニ供シ副書ハ大日記ニ編冊ス、尤指令セサル文書ト雖モ正副アル者ハ其副書ヲ大日記ニ編冊シ本書ハ記室へ送付ス、其番号ヲ付スルハ前ニ同シ、其他正院御達書諸省使庁ヨリ照会書並本省ヨリノ諸達書等ニ至テハ副書ナキヲ以テ総テ全文ヲ其大日記ニ謄写シ番号ヲ附ス

正副二通が存在するものに関しては付番ののち本書を送達し、副書を大日記に編冊するよう簡条を追加している。太政官や諸省からの来翰には副書がないため全文を謄写する、という規定は【表六】に示した『大日記』の状況とも符号している。

この改正の理由は明らかに、多数の文書を謄写する事務の煩雑さにあったと考えられる。以後の第一局・総務局の事務規定では大日記への謄写に関する簡条はみられず、明治一九年まで状況は継続する。その一方で「陸軍省条例」への反映は全く確認できず、あくまで部内限りの措置として原本の直接編綴は継続された。

【史料一】からは本書が後に記室へ収められるものと読み取れる。

【表六】

明治		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	年
大日記	日	写	写					写	写	写			写	写	
	月	写	写		写	写	写	写	写	写			写	写	
	火	写			原			原				原	原	原	
	水	写	写		原	原	原	原	原	原		原	原		
	木	写			原	原		原			原	原		原	
	金	写		原						原				原	
	土	写		写	写						写				写

\*各年「大日記」に文書原本が編綴されている場合「原」と示した。「写」は全てが写から構成されているもの。空欄は現存しないもの。

とは正副二通が存在しない場合であっても『大日記』へ原本を綴る運用が行われていたことを示唆する。

『大日記』への原本綴込によって、記室における文書原本の部局別簿冊への一括保管という当初の形は崩された。その一方で『大日記』への收受文書記録という機能は維持され、謄写の手間を省くことでより実務的な処理が図られるようになった、ということができるだろう。

#### 第四節 『陸軍省大日記』と陸軍省編纂物

前節・前々節で触れたように総務局の『大日記』は「陸軍省条例」

しかし必ずしも実際にそのような運用は行われていなかった。文書原本が収録されている明治一三年『火大日記』と明治一三年『諸県（記室保管文書）を比較すると、「総火第二〇〇号」までの範囲で両者にまたがって収録される（すなわち、副

書が大日記に編綴され、本書が処理後に記室で『諸県』に編綴された）ものは一点のみであった。その他の番号はいずれも重なっていない。このこ

の規定を外れた運用により編冊が継続された。その存在意義の第一は、主管部局における執務上の参照目的だったと思われる。第二節で見たような受領文書からの抜粋収録は、そうした性格の現れの一つだったのではないかと。

さて、このことに関連して興味深い『大日記』の特徴が、【表五】に見える各種の欄外上の印である。⑤など何らかの種別を表すと思われる丸印および⑥の角印は各『大日記』の欄外上に共通して（原本編綴のものも含め）捺されており、一方で記室保管の原本では管見の限り確認できない。これらの印は、陸軍省による編纂物作成と密接な関係があったのではないかと思われる。

#### 1 『陸軍省日誌』と『陸軍省大日記』

明治四年、兵部省陸軍部において第一局の前身となる秘史局の業務規定として定められた「秘史局分課定則」<sup>33</sup>では、記室掛の業務として「大日記へ見出し目録ヲ付ケ或ハ後來ノ規格トナルヘキ事件ハ別ニ編集スヘキ事」と定めている。この規定は翌明治五年の陸軍省秘史局分課定則においても受け継がれている。すなわち当初より『大日記』には例規編纂の材料としての性格が与えられていた。

かくして明治五年より開始されたのが官庁日誌の一つである『陸軍省日誌』の刊行である。刊行開始にあたっては（前略）一、大日記中日々録スル所数十百条、而シテ日誌ニ載スヘキ者蓋シ十ノ二三、然ルニ一々点検シ彼ト取捨ヲ謀リ此ト詳略ヲ識シ（中略）勞シテ功ナキノ弊アラン、故ニ大日記ニ録スル時ニ当リ長官已ニ取捨詳略ヲ命セラレ全文ヲ載スヘキ者ハ大日記番号ノ上ニ重圈ヲ加ヘ、略シテ可ナル者ハ圈ヲ加フヘシ（後略）<sup>35</sup>とされ、記載時に大日記の番号上部に加えられた圏点に従って掲載すべきものが選択されたようだ。

【表七】

①M8水大日記（第一局庶務課）

※上部に印のあるもののみ抜粋

簿冊	番号	受領番号	内容	作成年代	差出→宛所	欄外上印	欄外下印	『日備提要』	『日誌』
1月	水3	肆17号	清国在留陸軍中尉美代清元儀焼朝…	M8. 1. 4	参謀局長代桂太郎→山形陸軍脚殿	探			
	水14	-	(竹橋内近衛歩兵連隊二属スル火薬庫につき達)	M8. 1. 7	陸軍脚山県有朋→近衛局	探			
	水22	肆15号	近衛歩騎砲三兵タルヤ…(近衛に工兵設置につき伺)	M8. 1. 4	都督代理陸軍大佐野津道貫→陸軍脚山県有朋殿	探・探(抹消)		M8-2兵制之部	
	水27	参8号	(来ル廿七日招魂社大祭競馬・相撲興行につき伺)	M8. 1. 7	陸軍少輔大山巖→陸軍脚山県有朋殿	探			
	水29	参5号	本病院并各地病院備付之儀…(備品取斗の局につき伺)	M8. 1. 7	監督長代理監督田中光顕→陸軍脚山県有朋殿	探		M8-1規制之部	
	水31	-	其病院并各地病院雜器備付之義本年一月五第五局ニ於テ備付候…	M8. 1. 10	陸軍脚山県有朋→本病院	探		M8-1規制之部	
	水37	参21号	今般本病院も徴兵検査表改正之義(版本彫刻につき伺)	M8. 1. 10	第一局長陸軍少輔大山巖→陸軍脚山県有朋殿	探			
	水38	肆72号	(近衛歩兵第一連隊木船貴直変死につき伺)	M8. 1. 12	都督代理野津道貫→陸軍脚山	探			
	水39	参22号	今般徴兵検査表御改正ニ付各府県…	M8. 1. 10	第一局長→	探		M8-1規制之部	
	水45	白5728号	徴兵検査表別紙雛形之通改正相成度具申	M7. 12. 28	一等軍医正石黒→陸軍脚殿	探			
	水49	白5382号	当砲兵第一大隊へ…(諸器械破損につき職工相備えたく伺)	M7. 12. 5	都督代理里津陸軍少佐→山県陸軍脚殿	探			
	水50	-	埃国博覧会之際…(各国羅紗見本二付達)	M7. 11. 13	陸軍脚山県有朋→参謀局	探			
	水55	肆85号	第一局管轄之招魂社元出張所…(英人住居につき伺)	M8. 1. 10	参謀局長代理桂太郎→山県陸軍脚殿	探			
	水69	白5606号	病馬院御建築近々落成…(各隊病馬看護につき伺)	M7. 12. 22	軍医総監松本順代理軍医監石川良信→陸軍脚山県有朋殿	探・探・探		-	
	水86	-	今般各軍管派出監督課事務取扱…(各鎮台を本拠とすべく達)	M8. 1. 15	陸軍脚山県有朋→第五局	探・探		M8-1規制之部	M8-2
	水89	-	従前小界紙書面八行十行取交…(十行のみ使うべく達)	M8. 1. 15	陸軍脚山県有朋→第五局	探・探		M8-1規制之部	M8-2

②M10水大日記（第一局庶務課）

※丸印のあるもののみ抜粋

簿冊	番号	受領番号	内容	作成年代	差出→宛所	欄外上右	欄外上左	『日備提要』	『日誌』
1月	水局1	参1752	各種兵營各舎内調度御確定相成度二付伺	M9. 11. 4	第四局長代理陸軍中佐土屋可成→陸軍脚山県有朋殿	探・探	(非一)・(非二)・(非三)・(非五)		
	水局2	壹3605	陸軍記室印章改刻之儀二付伺	M9. 12. 9	第一局長代理陸軍大佐小沢武雄→陸軍脚山県有朋殿	探・探			
	水局4	参16	砲兵支廠ニ於テスナイトル彈藥製作之儀二付伺	M10. 1. 8	第三局長代理陸軍大佐福原実→陸軍脚山県有朋殿	探・探			
	水局13	参2172	後備軍官員服務概測第九條中増加相成度二付伺	M9. 12. 28	第一局長代理陸軍大佐小沢武雄→陸軍脚山県有朋殿	探・探		M10-1規則之部	
	水局15	参1■15	礼徳式之儀各鎮台江御達方之儀伺	M10. 1	第三局長代理陸軍大佐福原実→陸軍脚山県有朋殿	探・探		M10-1儀式之部	
	水局22	参2132	軍馬剥毛費御支給之儀二付伺	M9. 12. 25	第五局長代理監督田中光顕→陸軍脚山県有朋殿	探・探	(非二)・(非一)		
	水局26	参40	来ル廿五日招魂社臨時祭并例大祭二付伺	M10. 1. 12	第一局長代理陸軍大佐小沢武雄→陸軍脚山県有朋殿	探・探・探			
	水局27	-	来ル二十五日臨時招魂祭…(室内射撃執行につき達)	M10. 1. 19	陸軍脚山県有朋→第五局	探・探			
	水局30	参2159	短靴并士官排膿試験相成度儀二付伺	M10. 1	第五局長代理監督田中光顕→陸軍脚山県有朋殿	探・探	(非一)・(非二)		
	水局43	参2098	各兵隊賄料改正ノ儀二付伺	M9. 12. 21	第五局長代理監督田中光顕→陸軍脚山県有朋殿	探	(非二)・(非三)・(非四)・(非一)		
	水局46	参118	本年徴兵之内砲工輻重兵減寸之儀二付伺	M10. 1. 23	第四軍管徴兵副使陸軍中尉長澤六郎→陸軍脚山県有朋殿	探・探・探	(非一)		M10-4
	水局47	参128	騎兵隊号御改称之義二付伺	M10. 1. 26	第二局長代理陸軍中佐浅井浅井道博→陸軍脚山県有朋殿代理陸軍少輔大山巖殿	探・探・探			-
	水局50	参98	軍用電信機取扱飯局へ小使差置相成度伺	M10. 1. 19	軍用電信機取扱掛陸軍少佐牧野毅→陸軍脚山県有朋殿	探・探	(常一)		
	水近6	肆598	将校銃器處持之者處轄警視署不届出様致度義伺	M10. 1. 10	陸軍大佐野津道貫→陸軍脚山県有朋殿	探・探	(非一)		
	水近10	-	来ル廿二日行幸御登壇二付(騎兵供奉につき達)	M10. 1. 17	陸軍脚山県有朋→近衛局	探・探・探		M10-1儀式之部	M10-2
	水近11	-	来ル廿二日午前第七時三十分…(供奉につき達)	M10. 1. 17	陸軍脚山県有朋→近衛局	探・探・探		M10-1儀式之部	M10-2

\* 『日備提要』『日誌』の列の「M10-1」はそれぞれ『日備提要』『陸軍省日誌』の明治10年第1号へ掲載されていることを示す。



この圏点に該当するものが前述の鬨の角印なのではないだろうか。同印が捺された文書の一部は『陸軍省日誌』へ日付順に掲載されていることが確認できる。捺されたものが全てが『日誌』に収録されてはならず、更に大幅な選別が加えられたものと思われる。

## 2 『日備提要』と『陸軍省大日記』

日付ごとに例規を収録した『日誌』とは別に、分類別に編纂された刊行物も存在し、やはり『大日記』を元に編纂がなされた。次の史料はその刊行物に関わって秘史局が明治五年に伺い、認められたものである。

### 【史料二】秘史局ヨリ陸軍省へ伺 五年九月二十九日<sup>(36)</sup>

当局章程中ニ条例編輯ノ箇条有之候ニ付去ル辛未年ヨリ大日記ニ依リ摘要編輯仕居候得共、尚脱漏モ可有之ニ付、今般更ニ左ノ通り部類ヲ分チ編纂致候ハ、可然奉存候、(中略)右出来ノ上差支モ無之候ハ、活版ニ致シ諸局寮司へ一部ツ、配達致置候ハ、後来事務取扱ノ益ニ可相成、此段伺出申候也

追テ本文御許可ニ相成候ハ、見出ノ為メ部類ノ頭字ヲ印ニ彫シ大日記ノ編輯可致箇条ノ上ニ押シ申度候也

兵制部	地理部	兵学部	軍律部	服制部
給養部	銃砲部	儀式部	賑恤部	規則部
				雑部

大日記に捺された一文字の印に従って条例編集が行われ、活版印刷により各部局へ配されることが定まった。その刊行物に該当するものは、明治六年の陸軍省達<sup>(37)</sup>より第一局第五課(記室課)の編纂する『日備提要』であるとわかる。『日備提要』は明治七年〜一二年にかけて

およそ月ごとに年間十数巻が発行され、重要な達・伺等を「規制部」「兵制部」「学業部」「儀式部」等に分けて編纂したものである。<sup>(38)</sup>前述の丸印には(規)、(兵)、(学)、(儀)など『日備提要』の類部の頭字に対応する文字が確認でき、【史料二】と合わせて考えれば丸印は『日備提要』編纂に関わって付されたものと考えることができ。【表七】①は明治八年『水大日記』一月分の欄外上印と『日備提要』の関係を示したものであるが、水第六九号を例外として丸印と一致する部に文書が収録されていることがわかる。

【表七】②は同様に明治一〇年『水大日記』について示したものであり、やはり同様の対応が見取れる。前掲【史料二】とは異なる種類の丸印が見られるが、こちらは次の史料の通り明治九年に定められたものであり、【史料二】の印を代替する性格のものである。確認できた限りでは明治一三年時点では全てこちらに置き換えられている。

### 【史料三】規則掛ヨリ陸軍省へ申出 九年一月二十九日<sup>(40)</sup>

諸規則編纂候節兼テ被相定候十二門ニ類別致候ニ付大日記欄外へ左ノ小印ヲ捺シ拔萃ノ符号ニ致度候間、其筋へ御掛合至急出来御渡相成度此旨申出候也

徑五分以下同シ	條	服	軍	刑	褒	城
	儀	学	非	進	兵	金

追テ朱肉入印類函共御渡相成度此旨申談候也

明治八年・一〇年いずれにおいても、丸印が付されたうちの一部分が『日備提要』へと収録されている。記室課による編纂の段階で、

やはりさらなる選別が加えられたものと思われる。

『日備提要』は明治一一年末の第一局伺にて『陸軍省日誌』へ条例等が遺漏なく掲載されていること、また第一局第一課との事務重複を理由として編集の廃止が願われ、認められている。その後同年代の類別別編纂物は確認できないが、しかし丸印は『大日記』上部に捺し続けられた。『日備提要』の分類は後に編纂・刊行される『陸軍成規類聚』とも一部共通しており【表八】、その後の成規編纂との連続性を指摘しておきたい。

【表八】

『日備提要』分類項目 (M7～M10分)	『陸軍成規類聚』分類項目 (M23)	『陸軍成規類聚』分類項目 (M30)
規制	文書	官制 官規
兵制	儀式 礼式	儀式 礼式
出師 (M10)	官制 服務	服制 徽章
学業	編制 隊則	賞典 恩給
儀式	教育 演習	兵籍 名簿
徽章	会計 経理	隊則
恩賞	衛生	教育 演習 検閲
刑法	軍隊配備 戒嚴 徴発	兵器 弾薬 器具材料
給与	兵役 補充 召募	戒嚴 徴発
城堡／土地城堡	官職 官規	衛生 身体検査
器械	服制 徽章	刑罰 監獄
雑	賞典 恩給	馬政
(国立公文書館所蔵本 [請求番号188-0013] による)	刑事 監獄	会計 経理
	馬政	兵役 補充 召集
	雑部	雑

(国立国会図書館デジタルコレクション [永続的識別子 info:ndljp/pid/798074] による)

(国立国会図書館デジタルコレクション [永続的識別子 info:ndljp/pid/798078] による)

## おわりに

以上、「陸軍省大日記類」を中心として明治前期陸軍省の文書処理・保存について検討した。「陸軍省大日記類」と区分される明治前期の簿冊には、『陸軍省大日記』（総務局等）によって諸書類が来翰元により編纂された簿冊）に加え、陸軍卿官房および総務局によって作成された『受領日記』・『送達日記』、さらに処理が完了した文書が陸軍省の記録部局である総務局記室課によって編綴された簿冊群などが含まれることを明らかとし、「陸軍省条例」に従って処理規定を確認した。しかしながら実際の史料の検討からは、「陸軍省条例」に規定された文書処理、すなわち各部局における『大日記』への謄写と処理済文書の記室での一貫した保存が非現実的となり、運用が変容していく様子を見て取ることができた。その上で、『陸軍省大日記』が『陸軍省日誌』『日備提要』などの刊行物編纂に活用されるためのものであったことを指摘した。

記室への保存原則が崩され、また『日備提要』が廃止された明治九（一一年）という時期、陸軍は台湾出兵、西南戦争を経験し、より実戦的な組織への脱皮が求められていた。陸軍省においても、徴兵制の本格的実施（第一局は徴兵も担当した）、参謀本部独立による軍政・軍令の二元化といった変化があった。明治一二年からの総務局時代に「精緻化した」といわれる陸軍官僚制の整備過程においても興味深い事象といえる。また原本謄写原則の崩れは、明治一八年の内閣記録局設置時点で、原文書より編纂資料を重視する思想が生まれていた、との指摘<sup>(43)</sup>とも共通する、明治期の公文書保管制度の変容を示すものとも

言えるだろう。

今回の検討はごく限られた年代の、偏った残存簿冊を用いたものであり、部局内レベルでの文書処理など、検討の不十分な点は多い。本研究を基礎とした明治前期陸軍省研究の進展を期待したい。

最後に、明治十九年の陸軍省官制改革を経た明治後期陸軍省における文書処理を展望しておきたい。明治十九年の官制において陸軍省の文書処理を規定したのは「陸軍省処務細則」である。ここでは、文書受領・送達の窓口を従来の卿官房から総務局第一課へと移し、同課が従来同様に『受領日記』・『送達日記』を管理した。『大日記』に関しては「陸軍省ノ日記ハ総務局第一課ニ之ヲ管シ、一切ノ公文書ニ就キ其後來ノ考拠引証トナルヘキ要件ヲ成ルヘク簡短ニ記注シ之ニ属スル審按書モ共ニ綴リ置ク者トス、其他各局各課ニハ日記ノ簿冊ヲ備フルヲ許サス」(第二六項)とされ、継続して総務局第一課の主管となった。ただしそれ以外の部局では『日記』を備えることが禁じられ、総務局の『陸軍省大日記』は陸軍省全体を代表する性格を持たされている。実際に残る『大日記』を確認すると、従来と同じく公文書原本が綴じられている。一方で従来記室において作成・保存された発簡元別簿冊は姿を消しており、『大日記』への一本化が図られた可能性がある。その記室もまた第一課の管轄とされており、総じて、文書処理の一元化が図られた改革であったと総括できるだろう。

## 註

(1) 総説的な研究としては、高橋喜太郎「明治前期を中心とした政府の記録組織の変遷等について」(岩倉規夫・大久保利兼編『近代文書学への展開』柏書房、一九八二年)、渡辺佳子「明治期中

央行政機関における文書管理制度の成立」(安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、一九九六年)、佐藤大悟「明治太政官期の修史部局における記録管理」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』一五号、二〇一九年)などがある。

(2) 小池聖一「近代日本文書学研究序説」(現代史料出版、二〇〇八年)、黒沢文貴「日本外務省の文書行政」(小名康之編『近世・近代における文書行政』有志舎、二〇一二年)ほか。

(3) 中野目徹「近代史料学の射程」(弘文堂、二〇〇〇年)ほか。

(4) 原剛「陸海軍文書の焼却と残存」(『日本歴史』五九八号、一九九八年)

(5) 田中宏巳「米議会図書館(10)所蔵の旧陸海軍資料について」(同編『米議会図書館所蔵 占領接收旧陸海軍資料総目録』東洋書林、一九九五年)

(6) 「陸軍省大日記類」の呼称はアジ歴の解説文に拠る。

(7) 箱石大「新政府による諸藩編制と軍事関係文書の管理」(『明治維新史研究』一七号、二〇一九年)

(8) 文書番号は以下の通り区分される。明治十九年三月以降を前提とする整理であるが、それ以前も同様の番号体系が確認できる。

①陸達号・陸軍全般に配布する令達 ②送甲号・部外に対する日常の往復文書 ③送乙号・秘密・普通事項の令達または日常の訓令など ④送丙号・軍事機密に関する事項 ⑤密発号・行政・軍令事項にわたるもの。

明治四〇年以後は行政事項の令達を、陸達号(永久的)・陸機密号(軍事機密)・陸密号(秘密)・陸普号(その他)に区分した。

- (9) 近藤新治「陸軍省・海軍省」(『日本古文書学講座』第九卷近代編一 雄山閣出版、一九七九年)。同「軍令機関文書」(同)に加え、大正期については服部雅徳編『陸軍省大日記史料集』(大正篇)第一卷序章(東洋書林、一九九七年)を参照。このほか、より広い範囲で陸海軍文書の様式や性格を整理した原剛「陸海軍文書について」(『戦史研究年報』三号、二〇〇〇年)や、森松利夫「公的研究機関」(『軍事史学』一四卷二・三号合併号〈国際軍事史学会年報 日本版〉、一九七八年)も参照。
- (10) 「欧密大日記」など。欧Ⅱ一次大戦など各戦役の符号が付される。
- (11) 但し、明治一九年より前の年代が表記された「老大日記編冊補遺」等の表題の簿冊も存在する(Ref:C04026908200ほか四点程)。同資料内にある明治三四年九月付の庶務課による覚書には、同年発見された未整理書類を仮に部類に分け編冊したとあり、同時代的な成立ではない。
- (12) 斎藤達志「日本軍における公文書管理の研究」(国立公文書館編『平成二五年度アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集』同館、二〇一三年)
- (13) 熊本史雄「外征・軍政関係官庁における公文書管理」(中野目徹・熊本史雄編『近代日本公文書管理制度史料集・中央行政機関編』岩田書院、二〇〇九年)
- (14) 国立国会図書館デジタルコレクションの画像を利用した(永続的識別子info:ndjlp/pid/994222(陸海軍官制 陸軍第一)˘info:ndjlp/pid/994223(同 陸軍第一))
- (15) 『近代日本公文書管理制度史料集・中央行政機関編』陸軍省九
- (16) 「兵部省陸軍条例」Ⅱ同二、「省中書類」Ⅱ同三。
- (17) 明治一二年Ⅱ『法規分類大全 兵制門 陸海軍官制 陸軍第一』p421-、一四年Ⅱ同p438-、一六年Ⅱp456-
- (18) 通報・軍務・庶務を担当。兵部省陸軍部秘史局(M47)↓陸軍省第一局(M64)↓同総務局(M1210)
- (19) 改正以前の規定では、**常(常)**等の印を捺し、優先度および担当部局を指示した。
- (20) 資料群階層は「防衛省防衛研究所」陸軍省大日記」陸軍省大日記」陸軍省大日記」。防衛研究所の請求記号では「陸軍省大日記-\*\*\*」に該当する。
- (21) 第五局(M64)は監督部・軍吏部・会計事務を担当。第八課は会計議案・監督部・軍吏所属・退職料など。M1210会計局へ改組。
- (22) 兵部省陸軍部参謀局(M47)↓陸軍省第六局(M64)↓M72廃止↓参謀局再置(M76)↓陸軍省より独立、参謀本部へ改称(M1112)
- (23) 「陸軍省ヨリ第一局へ達」(M67.18)『法規分類大全 陸軍第一』pp.72-76
- (24) 『法規分類大全 陸軍第一』pp.107-
- (25) 『近代日本公文書管理制度史料集・中央行政機関編』陸軍省二八。
- (26) 例えば、第三局Ⅱ砲兵局について、「砲兵局僚属事務分掌順序」(M15.5改正、前掲『法規分類大全 陸軍第一』)による。以下同)では各課の主管帳簿として庶務掛:甲~辛・發大日記、受付掛:壬・癸大日記を挙げている。

(27) 『近代日本公文書管理制度史料集・中央行政機関編』陸軍省二五

(28) 内容・性格については中野目前掲書を参照。

(29) 内容からいって「陸送甲」番号であったと思われる（前掲注8参照）。

(30) 後述する文書量増大のためか、この時期には『水大日記』において従来の「総水」番号を「総水局」（局部）「総水参」（参謀本部）などに細分している。同様の例は『金大日記』でも確認できる。

(31) 『法規分類大全 陸軍第二』 pp.85-87

(32) 『法規分類大全 陸軍第一』 pp.92-93

(33) 『法規分類大全 陸軍第二』 pp.57-61

(34) 朝倉治彦「書誌覚書」（同編『近代史料 陸軍所日誌十』東京堂出版、一九八九年）。活版により官員の任免や重要法令・達等を刊行したもので、年間十数号が発行された。明治一六年の『官報』発行に伴い同年六月に終刊となる。陸軍省ではほかに『陸軍省年報』『週報』『日報』を刊行していたが、それらと『大日記』の関係は現在のところ明らかでなく、今後の課題としたい。

(35) 『法規分類大全 陸軍第二』 p.67 明治五年六月「陸軍省記録」

(36) 『法規分類大全 陸軍第二』 p.68

(37) 『法規分類大全 陸軍第二』 p.70

(38) 国立公文書館内閣文庫所蔵のものを参照した（請求番号188-0013、188-0014、188-0015）。陸軍省の例規を類部に分け編纂したものとしては「公文別録」中『衆規淵鑑』が存在するが（朴完

「国立公文書館所蔵「公文別録」に関する一考察」『東京大学日本史学研究室紀要』一六号、二〇二二年）、そちらとの関係は現在のところ不明であり、今後の検討を必要とする。

(39) 総務局庶務課にて簿冊『大日記摘要』を主管した。

(40) 『法規分類大全 陸軍第二』 pp.91-92

(41) 『法規分類大全 陸軍第二』 p.104

(42) 前掲熊本史雄「外征・軍政関係官庁における公文書管理」

(43) 中野目徹「内閣記録局の公文編纂」（同『書生と官員』汲古書院、二〇二二年）

(44) 『近代日本公文書管理制度史料集・中央行政機関編』陸軍省三四、陸軍省達乙一九号

(45) 他の部局では收受した文書について『日録』へ摘要を記録することとされた。